

令和7年度「カーボンニュートラル支援専門家派遣事業」専門家募集案内

1 募集の趣旨

脱炭素化に向けた取組に意欲のある県内ものづくり中小企業者(注)に対し、中小企業診断士等の専門家による温室効果ガス排出量の把握・計算方法の確立、エネルギーマネジメントシステムや脱炭素経営に向けた指針提示等に関するアドバイスや課題解決を支援する「カーボンニュートラル支援専門家派遣事業」を実施します。

つきましては、令和7年度実施予定のカーボンニュートラル支援専門家派遣事業の専門家として登録し、参画していただける方を募集します。

(注)

日本標準産業分類に定める家具・装備品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、技術サービス業に該当する事業所。

2 登録要件

兵庫県内のものづくり中小企業を訪問して、企業の取組状況や実態に応じた適切なアドバイスやその導入に関する助言・提案等ができ、次の要件に該当する個人または法人に限ります。

次の①または②のいずれかに該当する者

- ① 中小企業診断士、エネルギー管理士、脱炭素アドバイザー資格その他カーボンニュートラルに対する知見を経営に生かす専門資格を有する者
- ② 上記指定業種に属するメーカー等で10年以上の勤務経験を有し、脱炭素化に関連する業務やプロジェクトでの知識や経験を活かした講習会や研修、ワークショップ等で講演、指導など実施したことがある者（専門資格を必須としないが同等の知見やスキルを有すること）

※当センターの経営専門家派遣事業をはじめ、他産業支援機関が実施する専門家派遣事業に登録されていても、新たに本事業の専門家登録申請をお願いします。

3 謝金等

(1) 謝金の額

派遣1回当たり27,000円（税抜き）とし、1派遣対象企業当たり原則3回まで、派遣1回当たりの助言・提案に要する最低時間は3時間程度とします。

(2) 旅費

当センター職員等旅費に関する規程に従って算出しますが、派遣1回当たりの上限額を15,000円とします。

(3) 支払方法

最終の派遣実施後に完了報告書をご提出いただき、専門家派遣が適正に行われたと認められたとき、指定口座に謝金及び旅費をお支払いします。

4 応募手続

(1) 提出書類および提出方法

提出書類	提出方法	備考
カーボンニュートラル支援専門家登録 ア 申請書(様式第1号)、誓約書(様式第 2号)	郵 送 又は 電子メール	所定様式をダウンロードして入力 ※様式第1・2号には個人印もしくは 会社印の押印必要
イ カーボンニュートラル支援専門家登録 票(別紙(様式第1号関係))		
ウ 資格を証明する書類の写し		2(1)①に該当する個人のみ
エ 本人確認書類の写し		個人のみ
オ 商業登記簿謄本又は全部事項証明書		法人のみ

※上記アおよびイのデータファイルは、募集期間中に、センターのホームページ(<https://web.hyogo-iic.ne.jp/>)から入手してください。様式の枠が狭い場合は、任意で拡大して入力してください。

※郵送では、封筒の宛先面に「令和7年度カーボンニュートラル支援専門家登録申請書類在中」と記載して下さい。

※電子メールの提出では、ウ、エ、オの書類はPDF等での提出を可とします。送信の件名欄に「カーボンニュートラル支援専門家登録申請」と記載してください。また、送信後に提出先担当まで電話でご連絡をいただきますようお願いいたします。

(2) 募集期間

2025年5月12日(月) ～ 2025年5月30日(金) 17時

(3) 提出先

・郵送

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター 2階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 取引振興課 仲山・打明
電話 (078) 977-9074 FAX (078) 977-9112

・電子メール

torihiki@staff.hyogo-iic.ne.jp

5 登録

当センターで審査後、登録の可否を文書もしくはメールで通知します(6月中旬目途)。

登録の可否は、基本的に、提出された書類にもとづき判断しますので、誤りや不足のないようにしてください。また、提出書類の内容につきまして電話で確認させて頂くことがあります。

6 留意点

- ・カーボンニュートラル支援専門家登録票に記載の専門家情報の一部を、当センターホームページに掲載させて頂きます(2025年6月中旬以降)。
- ・審査を経て本事業の登録専門家となっても、必ずしも派遣依頼に直接結びつくものではありません。また、この専門家派遣事業への登録は、特別な資格を付与するものではありません。
- ・本事業の中で知り得た中小企業者等の秘密を漏らした場合、もしくは専門家登録の内容に虚偽があることが判明した場合、その他法令に違反したり本事業の目的等から逸脱するなど本事業の専門家として不適格と認められる場合には登録を取り消します。予めご了承ください。